

別添 2

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変更後	変更前												
<p>第2 周波数割当表</p> <p>[1～7 略]</p> <p>[第1表～第3表 略]</p> <p>[国内周波数分配の脚注 略]</p> <p>[別表1-1～別表10-1 略]</p> <p>別表10-2 携帯無線通信（二周波方式のものに限る。）用の周波数表</p> <table border="1" data-bbox="1034 197 1136 1081"> <tr> <td>陸上移動局用周波数帯</td> <td>基地局用周波数帯</td> </tr> <tr> <td>715MHzを超え748MHz以下</td> <td>770MHzを超え803MHz以下</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[別表10-3～別表11-3 略]</p>	陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯	715MHzを超え748MHz以下	770MHzを超え803MHz以下	[略]	[略]	<p>第2 周波数割当表</p> <p>[1～7 同左]</p> <p>[第1表～第3表 同左]</p> <p>[国内周波数分配の脚注 同左]</p> <p>[別表1-1～別表10-1 同左]</p> <p>別表10-2 携帯無線通信（二周波方式のものに限る。）用の周波数表</p> <table border="1" data-bbox="1034 1153 1136 2038"> <tr> <td>陸上移動局用周波数帯</td> <td>基地局用周波数帯</td> </tr> <tr> <td>718MHzを超え748MHz以下</td> <td>773MHzを超え803MHz以下</td> </tr> <tr> <td>[同左]</td> <td>[同左]</td> </tr> </table> <p>[別表10-3～別表11-3 同左]</p>	陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯	718MHzを超え748MHz以下	773MHzを超え803MHz以下	[同左]	[同左]
陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯												
715MHzを超え748MHz以下	770MHzを超え803MHz以下												
[略]	[略]												
陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯												
718MHzを超え748MHz以下	773MHzを超え803MHz以下												
[同左]	[同左]												

標準 表中 [] の記号は注記を参照。

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

〔一〕五 略
六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

〔一〕五 同上
六 〔同上〕

1 周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備

1 周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	<p>希望波（チャンネル間隔が一八〇㎓の搬送波の場合は、符号化率が三分の一であつて、二分のπシフト二相位相変調の信号で変調された搬送波、チャンネル間隔が一〇八㎓、三㎓、五㎓、一〇㎓又は二〇㎓の搬送波の場合には、符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が次に掲げる基準感度（以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。</p> <p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>(1) チャンネル間隔が一八〇㎓の搬送波の場合 一五㎓の帯域幅で（一）一・二六・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）又は三・七五㎓の帯域幅で（二）一・三二・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(2) チャンネル間隔が三㎓の搬送波の場合 （一）一〇二・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(3) チャンネル間隔が一〇八㎓、五</p>	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が次に掲げる基準感度（以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上（注1）</p> <p>1 チャンネル間隔が一八〇㎓のもの（一）一〇七・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>2 チャンネル間隔が一〇八㎓のもの</p> <p>(1) 七一五㎓を超え八〇三㎓以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>ア 複信方式の搬送波の場合 （一）一〇〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>イ 半複信方式の搬送波の場合 （一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(2) 八一五㎓を超え八九〇㎓以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>ア 複信方式の搬送波の場合 （一）九九・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>イ 半複信方式の搬送波の場合 （一）一〇〇・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p>
感度	<p>希望波（チャンネル間隔が一〇八㎓、五㎓、一〇㎓又は二〇㎓の搬送波の場合は、符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波、チャンネル間隔が一八〇㎓の搬送波の場合には、符号化率が三分の一であつて、二分のπシフト二相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が次に掲げる基準感度（以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。</p> <p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>(1) チャンネル間隔が一八〇㎓の搬送波の場合 一五㎓の帯域幅で（一）一・二六・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）又は三・七五㎓の帯域幅で（二）一・三二・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(2) チャンネル間隔が三㎓の搬送波の場合 （一）一〇二・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(3) チャンネル間隔が一〇八㎓、五</p>	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が次に掲げる基準感度（以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上（注1）</p> <p>1 チャンネル間隔が一八〇㎓のもの（一）一〇七・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>2 チャンネル間隔が一〇八㎓のもの</p> <p>(1) 七一五㎓を超え八〇三㎓以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>ア 複信方式の搬送波の場合 （一）一〇〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>イ 半複信方式の搬送波の場合 （一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(2) 八一五㎓を超え八九〇㎓以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>ア 複信方式の搬送波の場合 （一）九九・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>イ 半複信方式の搬送波の場合 （一）一〇〇・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p>

- 五%以上
- の周波数の電波を使用するものにあつては(一)一〇一・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(半複信方式の搬送波の場合は(一)一〇二・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(、チャンネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九九デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(、チャンネル間隔が一・〇八MHz、一五MHz又は二〇MHzの搬送波の場合(一)九二・八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- 2 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(を超え三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(以下のものを○デシベルとする。)(以下のものを○デシベルとする。)(
- (1) チャンネル間隔が三MHzの搬送波の場合(一)九七・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- (2) チャンネル間隔が一・〇八MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの搬送波の場合(一)九五・八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- 3 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(以下のものを○デシベルとする。)(
- (1) チャンネル間隔が三MHzの搬送波の場合(一)九四・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- (2) チャンネル間隔が一・〇八MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの搬送波の場合(一)九二・八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- (3) 九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- ア 複信方式の搬送波の場合(一)九九デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- イ 半複信方式の搬送波の場合(一)九九・八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- (4) 一、四二七・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- ア 複信方式の搬送波の場合(一)一〇一・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- イ 半複信方式の搬送波の場合(一)一〇二・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- (5) 一、七一〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- ア 複信方式の搬送波の場合(一)九八・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- イ 半複信方式の搬送波の場合(一)九九・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- (6) 一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- ア 複信方式の搬送波の場合(一)一〇一・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- イ 半複信方式の搬送波の場合(一)一〇二・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(

- の周波数の電波を使用するものにあつては(一)一〇一・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(半複信方式の搬送波の場合は(一)一〇二・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(、チャンネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九九デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(半複信方式の搬送波の場合は(一)九九・八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(、チャンネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて一、七一〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九八・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(半複信方式の搬送波の場合は(一)九九・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九七・八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九六・八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九九・三デシベル(一ミリワットを○デシベ

